

【別紙様式】

<p>鹿沼市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	指定管理施設維持管理体制持続化事業		
総事業費 (千円)	13,878千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	13,878千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市が鹿沼市花木センター及び鹿沼市林産物需要拡大施設の休館等を行ったことにより、当該施設の指定管理者が損失を受けたことに対し、指定管理業務を継続するために必要な費用を支援することで、再開後の円滑な管理体制の存続を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×13,878千円=13,878千円 (24,234千円の内訳) ・上限額：3年間平均売上収入128,163千円－R3見込額114,285千円=13,878千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 指定管理業務を実施する者（公益財団法人鹿沼市花木センター公社）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 鹿沼市花木センター及び鹿沼市林産物需要拡大施設の管理に関する基本協定書第28条第2項に基づく協議を行った結果、当該施設における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者に対する支援に関する協定を締結した。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、当該施設における指定管理業務の継続が図られ、再開後の円滑な管理を行うことができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>当該施設における指定管理業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等により、売上等が大幅に減少し、令和3年の業績が過去3年間の平均比10.8%悪化する見込みであり、このままでは業務の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>当該施設の指定管理者である公益財団法人鹿沼市花木センター公社を交付対象者として基本協定に基づき指定管理料を追加支出し、指定管理業務の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		